

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 2 月 28 日

丹波市長 林 時彦

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
丹波市	氷上町下新庄	平成 28 年 3 月	令和 5 年 2 月

1. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	54.2 ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	- ha
③地区内における 75 歳以上の農業者の耕作面積の合計	- ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	- ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	- ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	18 ha
(備考)・「農業競争力強化基盤整備事業」の施工を通して、耕作者の利便性を高める。 ・積極的な農地中間管理事業の活用を図る。	アンケート回答割合 (②/①) 実質化済 %

2. 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none">・担い手への農地集積の進み、適地適作の観点からもブロックローテーションを見直す必要が出てきた。・農事組合法人を設立しているが、組合員の高齢化、作業従事者の不足等の為、組合員の経営継承を進めている。

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none">・現状維持の農業者は可能な限り農業を維持していく。・農地の利用権の交換を行い、農地をを集約し、農作業の効率化を図る。・新規就農者育成に努める。

注：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標となる所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	中心経営体	9 経営体
----	-------	-------

4. 3 の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<ul style="list-style-type: none">・地域農業存続のため、新規就農者の育成、確保に努める。・圃場の大区画化に伴い、高性能・大型農機を導入し、農作業の省力・効率化を図る。・農地中間管理機構を活用し、農地の集積・集約を促進する。
--